

【特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定状況・避難指示解除の目標時期】

市町村名	認定日	避難指示解除の目標
双葉町	2017年9月15日	2022年春頃 (2022年8月30日に解除)
大熊町	2017年11月10日	2022年春頃まで (2022年6月30日に解除)
浪江町	2017年12月22日	2023年3月 (2023年3月31日に解除)
富岡町	2018年3月9日	2023年春頃 (2023年4月1日及び 11月30日に解除)
飯舘村	2018年4月20日	2023年春頃 (2023年5月1日に解除)
葛尾村	2018年5月11日	2022年春頃まで (2022年6月12日に解除)

特定復興再生拠点区域の例（双葉町）



復興庁「特定復興再生拠点区域復興再生計画」
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/saiseikyoten/20170913162153.html>

原子力災害対策本部「特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて（案）」（2018年）より作成

帰還困難区域では、一部では放射線量が低下していること等を踏まえ、2016年8月に、「5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを旨とする「復興拠点」の整備等を行う方針が示されました。これを受け、2017年5月に福島復興再生特別措置法を改正し、「特定復興再生拠点区域」制度を創設しました。特定復興再生拠点区域については、2017年から2018年にかけて、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について内閣総理大臣の認定を行い、その整備を推進してきた結果、2022年6月に葛尾村、大熊町、同年8月に双葉町、2023年3月に浪江町、同年4月に富岡町（夜の森・大菅地区）、同年5月に飯舘村、同年11月に富岡町（小良ヶ浜・深谷地区内）で特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除されました。

本資料への収録日：2020年3月31日

改訂日：2025年3月31日